

申請時の必要書類一覧

《目次》

- ◎[障害福祉サービス\(療養介護以外\)の利用を希望する方…P.1](#)
- ◎[障害福祉サービス\(療養介護\)の利用を希望する方…P.2](#)
- ◎[障害児通所支援の利用を希望する方…P.3](#)

【障害福祉サービス(療養介護以外)の利用を希望する方】

○支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※押印は不要です。

○世帯状況・収入等申告書(介護給付費等)

○計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

※セルフプランまたはケアプランで申請する方は提出不要です。

○お持ちの障害者手帳等(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの)の写し

↳手帳をお持ちでない方は、次の書類の写しを提出してください。

- ・知的障がいの方:児童相談所または障害者相談所による判定意見書
- ・精神障がいの方:申請年月日時点で2年以内に取得した診断書
(※原則、ICD-10 コードとそのコードに該当する診断名が記載されているものに限る。)
- ・難病の方 :特定疾患医療受給者証または申請年月日時点で2年以内に取得した診断書等
- ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証

《以下は、該当する場合に提出してください》

○障害年金の受給者:障害年金の振込額が分かる書類の写し(※年金証書や銀行通帳等。)

※支給決定される時期によって、必要となる年(度)の書類が変わるため、詳しくは事前にお問い合わせください。

○生活保護受給者:「生活保護受給証明書」の写し

○グループホーム(GH)に入居している方:重要事項説明書や家賃額証明書等の写し

※本人氏名、GH名称、所在地、契約期間(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの。)及び家賃額が明記されているもの。

○甲府市外に住民票がある方:現在の住民票の写し

※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合には、住民票は原則不要となります。

○甲府市外に住民票がある方:「所得証明書」の写し

※市区町村民税の均等割額及び所得割額が確認できるもの。

※支給決定される時期によって、必要となる年(度)の書類が変わるため、詳しくは事前にお問い合わせください。

※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合には、証明書は原則不要となります。

○介護保険を利用している方:「介護保険証(介護保険被保険者証)」の写し

【障害福祉サービス(療養介護)の利用を希望する方】

○支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※押印は不要です。

○世帯状況・収入等申告書(介護給付費等)

○計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

※セルフプランまたはケアプランで申請する方は提出不要です。

○お持ちの障害者手帳等(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの。)の写し

↳手帳をお持ちでない方は、次の書類の写しを提出してください。

- ・知的障がいの方:児童相談所または障害者相談所による判定意見書
- ・精神障がいの方:申請年月日時点で2年以内に取得した診断書
(※原則、ICD-10 コードとそのコードに該当する診断名が記載されているものに限る。)
- ・難病の方 :特定疾患医療受給者証または申請年月日時点で2年以内に取得した診断書等
- ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証

○加入医療保険を確認できる書類(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの。)の写し

※マイナ保険証をお持ちの方:「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル上の該当画面を印刷してご提出ください。
※マイナ保険証をお持ちでない方:「資格確認書」の写しをご提出ください。

《以下は、該当する場合に提出してください》

○障害年金の受給者:障害年金の振込額が分かる書類の写し(※年金証書や銀行通帳等。)

※支給決定される時期によって、必要となる年(度)の書類が変わるため、詳しくは事前にお問い合わせください。

○生活保護受給者:「生活保護受給証明書」の写し

○グループホーム(GH)に入居している方:重要事項説明書や家賃額証明書等の写し

※本人氏名、GH名称、所在地、契約期間(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの。)及び家賃額が明記されているもの。

○甲府市外に住民票がある方:現在の住民票の写し

※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合には、住民票は原則不要となります。

○甲府市外に住民票がある方:「所得証明書」の写し

※市区町村民税の均等割額及び所得割額が確認できるもの。
※支給決定される時期によって、必要となる年(度)の書類が変わるため、詳しくは事前にお問い合わせください。
※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合には、証明書は原則不要となります。

○「国民健康保険限度額適用及び標準負担額減額認定証」の写し(※認定されている方のみ。)

※認定を受けているものの、紙媒体で発行していない方は、事前にご相談ください。

○租税・社会保険料を納付した場合、その額を確認できる書類の写し(※領収書や銀行通帳等。)

※支給決定される時期によって、必要となる年(度)の書類が変わるため、詳しくは事前にお問い合わせください。

【障害児通所支援の利用を希望する方】

○障害児通所給付費 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※押印は不要です。

○世帯状況・収入等申告書(障害児通所給付費)

○計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

※セルフプランで申請する方は提出不要です。

○お持ちの障害者手帳等(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの。)の写し

↳手帳をお持ちでない方は、次の書類の写しを提出してください。

- ・知的障がいの方：児童相談所または障害者相談所による判定意見書
- ・精神障がいの方：申請年月日時点で2年以内に取得した診断書
(※ICD-10 コードに該当する診断名が記載されているものに限る。)
- ・難病の方：特定疾患医療受給者証または申請年月日時点で2年以内に取得した診断書等
- ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証

《以下は、該当する場合に提出してください》

○生活保護受給者：「生活保護受給証明書」の写し

○甲府市外に住民票がある方：現在の住民票の写し

※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合には、住民票は原則不要となります。

○甲府市外に住民票がある方：「所得証明書」の写し

※市区町村民税の均等割額及び所得割額が確認できるもの。

※支給決定される時期によって、必要となる年(度)の書類が変わるため、詳しくは事前にお問い合わせください。

※申請書に個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合には、証明書は原則不要となります。

○肢体不自由児通所医療受給者証の対象児童

：加入医療保険を確認できる書類(※有効期限がサービスの支給決定予定日以降のもの。)の写し

※マイナ保険証をお持ちの方：「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル上の該当画面を印刷してご提出ください。

※マイナ保険証をお持ちでない方：「資格確認書」の写しをご提出ください。

○児童発達支援(重心型)、放課後等デイサービス(重心型)または短期入所(重心型)を利用予定の児童

：重症心身障害児であることが分かる、申請年月日時点で2年以内に取得した診断書

※児童相談所からの判定書をご提出いただいた場合には不要となります。